

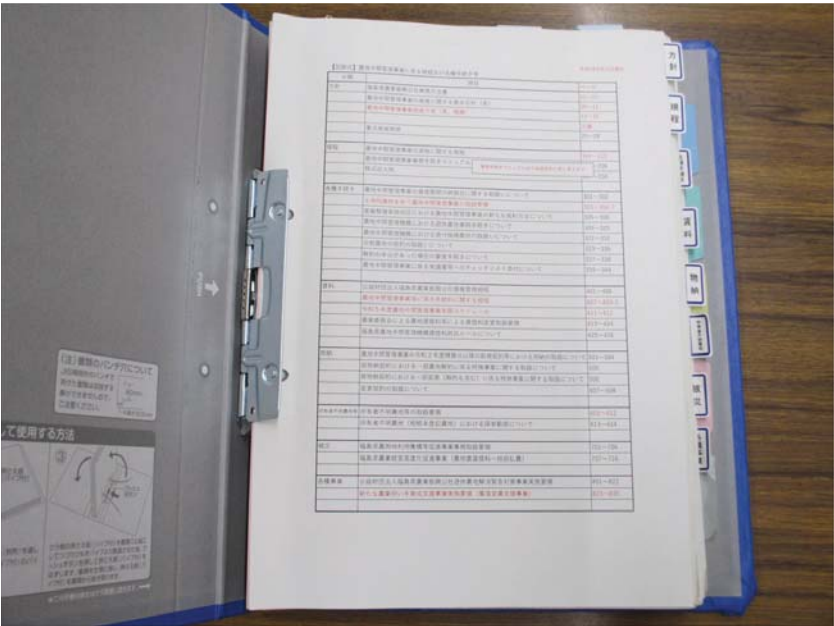
農地バンクの活動紹介【業務改善・効率化】

農地中間管理事業に係る規程及び 各種手続きファイル「虎の巻」(福島県)

■福島県農業振興公社では、令和3年度に、農地中間管理事業に係る規程や各種手続きを網羅した「虎の巻」(紙ファイル)を作成し、本社の職員をはじめ現場の全ての農地相談員に配布した。

■以前は、手続きやルールが分からないときにベテランに相談する「知る人ぞ知るルール」が多かったが、考え方やルールを一冊に保存したことで、必要な情報を誰でもすぐを知ることができるようになった。

■一回作成したら終わりではなく、継続的にファイルを更新(6回)し、情報のアップデートを行っている。

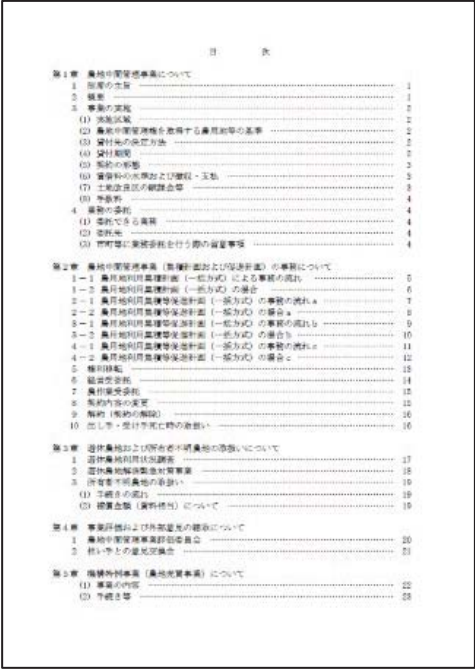
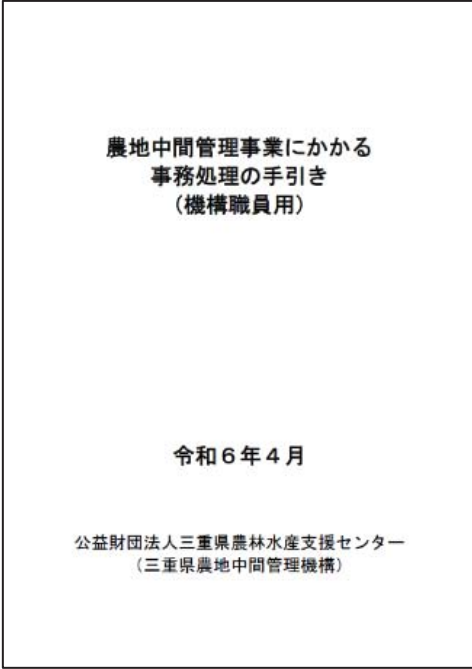


▲虎の巻ファイル

事務手引書を作成し、 業務水準の均質化を図る(三重県)

■三重県農林水産支援センターでは、令和5年度に、人事異動などで新たに担当することになった職員向けに、関係法規や知識の早期習得ができる「事務手引書」を作成した。

■「事務手引書」では、農地中間管理事業に関する制度や業務の手順を詳細に記載し、初めて業務にあたる職員にとって“日々の業務遂行の拠り所”として活用できる内容とした。この事務手引書は市町、県(出先機関)にも共有しており、業務水準の均質化につながっている。



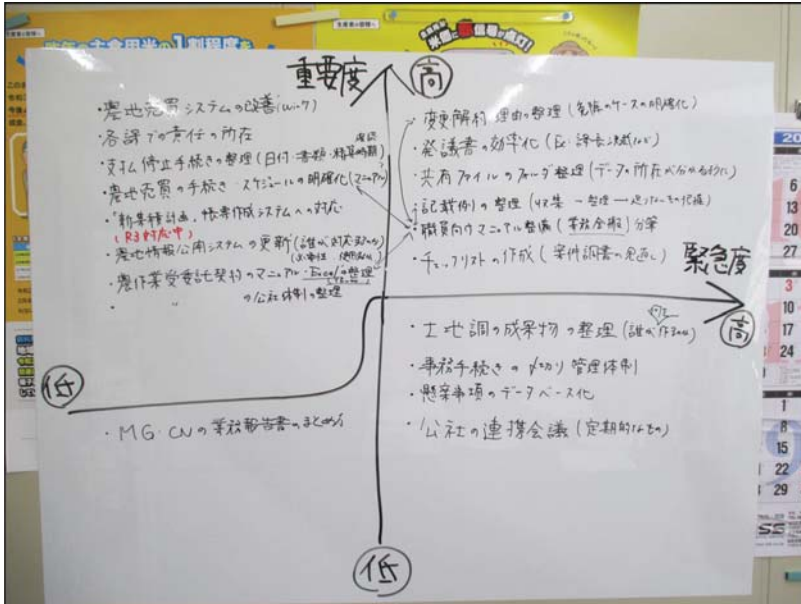
▲事務処理の手引き(一部抜粋)

農地バンクの活動紹介【業務改善・効率化】

業務改善に係る検討チーム 「カイゼンチーム」の設置(福島県)

■福島県農業振興公社では、農地中間管理事業に係る業務の円滑な遂行に向け、令和3年度に、事業推進や総務・企画などの担当者からなる「カイゼンチーム」を設置し、日々の業務で見直しが必要と感じている手続き等を洗い出し、改善を検討している。

■更に「カイゼンチーム」の中に、①法改正に基づく貸借マニュアル、②農作業受委託、③売買、④各種システム改修、⑤各種細かい手続きといった事項毎に「カイゼン班（経験年数が長い担当者など4～5名）」を設けて、詳細に検討している。



▲カイゼンチームの検討事項

■「カイゼン班」における検討期間は、数ヶ月～半年を目安とし、定期打合せにおいて各班の進捗を確認している。

■上記①～④は令和５年度の法改正に伴う検討のため設置し、その結果、円滑に手続きを実施できた。

⑤については、農地中間管理事業に係る規程及び各種手続きとして整理すべき事項などを話し合い、業務の改善・円滑な遂行につながっている。

業務の効率化(埼玉県)

■埼玉農林公社では、農地中間管理事業による貸借実績が少なく、担当者の経験が浅い市町村等向けに、令和5年度から、出し手・受け手が提出する書類の記入方法を示した説明書類を作成し、説明会等で活用している。

■これにより、書類の書き方がわからない出し手や受け手に対し、担当者がその場（説明会）で説明できるようになり、当日の書類回収率が向上し、業務の効率化が図れている。



様式号一六一（農地中間管理事業法第18条関係、同法施行規則第12条関係）

印欄

農地中間管理事業法に基づく接受申請書

(受取先)

令和 年 月 日

公益社団法人埼玉県農林公団 理事長 小畑 幹
(〇〇市町村組合)

住所 ○〇市○〇地区○○町○○番地5
氏名 株式会社●●●●●
代表取締役 ●●●●●

印

代表者名も記入してください。

下記農地について、「賃借権又は使用貸借」の設定を希望するの申出します。

記

1 権利を設定しようとする土地の所在等

賃借权設定しようとする土地		設定しようとする権利				
登記簿謄本および※大学、小学を必ず添付し	面積(m ²)	期間	対価、賃料(円・年額)	入会金、小敷金以下は切り捨てて	備考	
		～継続～				
〇〇市大字○○町1234番地の5	543	期限も忘れずに入力してください！				
耕作物が水灌なら田、それ以外なら畑	実賃料	基本利用料	2,334円	12月	△900円×12ヶ月＝10,800円	
	実賃料	事務手数料	288.12円	1回	△100円×12ヶ月＝1,200円	
	その他	その他	87.12円	4,800円/5年	米 100kg	

2 特記事項

2筆以上の場合は、所在・地帯が「別紙のとおり」とし、別紙作成でも可

部分賃料の場合は
〇〇円の35.00㎡

3 機関認定事業について

接受申請書の提出にあたり、以下の事項については説明を受け承諾した。

(1) 機構認定事業（土地改良法（昭和24年第1回法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）は、農地中間管理機構が行っている農地改良事業に当り、農地改良事業費として交付金の相手方の申請により、埼玉県が事業実施主体となっており、農業者の費用負担や利得等を求めている農地改良事業（これに対する農道、農用排水路、配管等の整備を含む。）、農業用排水施設、農道の及び保水の施設を行う基礎建設事業である。機構に申しつけた農用地等については、農地改良事業計画に基づき行われることとなる。

(2) 事業実施都市町村においては、農地の各市町村・地域の農地や組いづれの実態、農業政策等を考慮した上で決定される。

(3) 機構から借り受けられている農用地等は目的用途に使用する場合に、特別徴収金（工事にかかった費用の全部）が徴収されます。

[illegible]

▲記載例の作成（借受申出書、利用権設定等申出書）

農地バンクの活動紹介【業務改善・効率化】

書類・手続きの簡素化(秋田県)

■秋田県農業公社では、令和5年から、農地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画の作成の際、出し手・受け手が自署を行う場合は、押印を省略可能とし、当事者の負担を軽減している（農用地利用集積等促進計画の例）。

この計画に同意する。			
利用権の設定を受ける者	住所	(同上)	氏名又は名称(自署)
利用権の設定をする者	住所	(同上)	氏名又は名称 公益社団法人 秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所	(同上)	氏名又は名称 (同上)

▲農用地利用集積等促進計画の自署欄

農地バンクの活動紹介【県単独事業】

バンク単独事業による 集積・集約化の支援(宮城県)

■みやぎ農業振興公社では、令和元年度から、農地中間管理事業の手数料の一部を活用して「担い手集積支援事業（単独事業）」を実施しており、地域の話し合いや担い手への支援を行い、農地の集積・集約化を後押ししている。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

① 地域タイプ

1万円以内／会議

まずは、話し合いからスタート！

1) 会場借上費
2) 資料印刷費
3) お茶代
4) その他費用

地域ぐるみでの話し合い

農地中間管理事業等
支援事業活用のきっかけ

機構から転貸された農地について担い手へ

② 集積タイプ

10万円以内／1経営体

※1月1日から12月31日までに機構から転貸された農地。5ha以上（機構の指定する中山間地域は2ha以上）が対象

規模拡大！

出し手 機構 担い手

農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について他の機構転貸農地と農地交換することで集約化（1ha以上（機構の指定する中山間地域は0.5ha以上）につながった場合、担い手へ

③ 集約化タイプ

200円／a

※1経営体当たり10万円以内

完成！ 農地シャッフル！

担い手同士の農地交換（分散解消）

農地中間管理事業の活用

■令和5年度末までに、①地域タイプは20件、②は600経営体が事業対象となった。（③は実績なし）

県単独事業の活用 (茨城県)

■茨城県では、農業の成長産業化を目指し、水田農業の所得向上モデルとして、集約化に重点を置いた大規模水田経営体（100ha規模）を短期間（R4～R6）で育成する取組「農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業（県単独事業）」を県内3地区で実施している。

■各地区に推進チームを設置、農地集積推進員の配置を行い、地元説明会、担い手の営農意向確認、地権者への戸別訪問などにより推進を図っている。

■農地中間管理機構を活用した農地貸付に協力する農地所有者への協力金の交付（4万円／10a）や農地交換に協力する耕作者への交付（2万円／10a）を行うとともに、生産性の向上による所得増を図るため、省力化に必要となるICT等先端技術の導入に関する補助（国補事業を活用した際の県上乗せ補助：1/6以内、上限400万円）を行っている。

事業のイメージ

事業実施前

事業実施後

凡例

黄色	：大規模水田経営体
青	：周辺担い手A
緑	：周辺担い手B
赤	：流動化が見込まれる農地

①流動化する農地を複数の担い手に集積
②農地交換により互いの農地を集約化
③ゾーニングと大規模水田経営体の育成を実現

農地バンクの活動紹介【遊休農地解消】

集落全体を 遊休農地解消緊急対策事業でリノベーション(山口県)

■山口県のA地区（中山間）では、長年、遠方（車で40分）の法人が耕作してきたが、経営悪化に伴い経営面積を縮小したため、遊休農地となった。

■やまぐち農林振興公社では、まとまった農地の借受を希望した農業者（市外在住）が、当該地区での営農を希望したため、令和5年、農地中間管理権を取得（6.9ヘクタール）するとともに、農業者と調整し、遊休農地解消緊急対策事業を活用した。なお、その際、除草や耕耘は農業者自らが実施することとした。



▲活用前



▲活用後

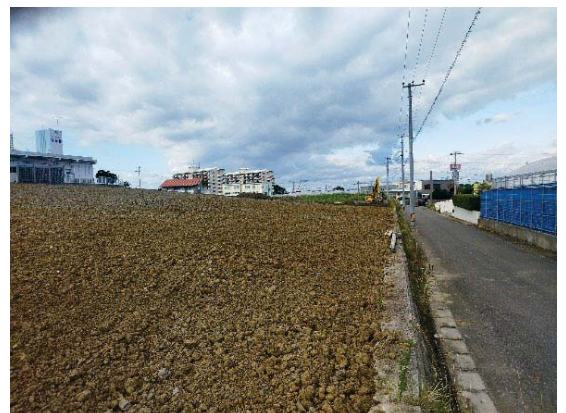
バンクの介在による 遊休農地の活用促進(沖縄県)

■沖縄県農業公社では、温暖な気候等で雑木やススキ等の生長速度が速く補助事業を活用した迅速な対応が難しい状況を踏まえ、平成30年から、農地中間管理事業を活用しつつ、受け手が遊休農地の解消工事を実施した上で、農地の受け手が機構に支払う（機構が出し手に支払う）賃借料を、遊休農地の解消に係る費用として相殺する（出し手は賃借料を受け取らない）取組を行っている。

■出し手と受け手の意向（遊休農地の解消工事に係る費用を負担できない）の双方に対応することが可能となっており、これまで14.5ヘクタール（～令和5年度）を対象とした。



▲解消前



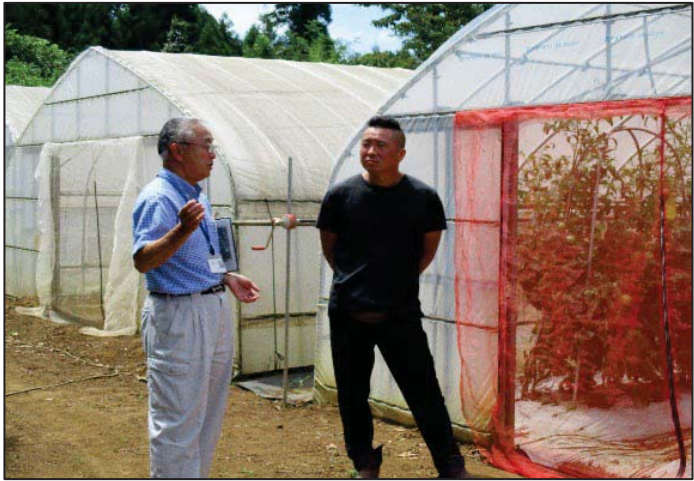
▲解消後

農地バンクの活動紹介【相談員の活躍】

農地相談員による 新規就農者の定着支援(千葉県)

■千葉県園芸協会では、平成27年から、農地相談員（支部職員）が、例えば、有機農業を行う農事組合法人の研修生（新規就農希望者）との面談や法人との意見交換を重ね、研修後の農地の円滑な確保（借受）につながるよう、きめ細かな対応を行っている。

■このほか、研修生宅に隣接する農地（畑）の所有者（県外在住）に連絡し、貸借に係る賃料などの調整や研修生と直接話し合わせたことで、研修生が農地を借り受けることができた。



▲農地相談員の現場対応

■さらに、新規就農後の経営が軌道に乗り出した頃を見計らい、新たな農地の借受について提案し、経営規模の拡大を支援した。

農地の貸し手、受け手、近隣住民などに対する 現地駐在員のきめ細やかな現地対応（神奈川県）

■神奈川県農業会議では、経験豊富な現地駐在員（4名）が、農地の貸し借りや貸付後のさまざまな事案（トラブル）にきめ細やかに対応し、問題の解決を図っている。



▲経営する農地の隣接地が荒廃しており、機構が借り入れ、その後貸してほしいという者との現地での調整



▲機構から借り入れて営農している新規就農者からの苦情（畦畔の除草未実施など）に対する現地での調整

農地バンクの活動紹介【相談員の活躍】

受け手の負担軽減や農地の集約化のための機構への切替えを推進（宮崎県）

■宮崎県農業振興公社では、令和5年度から、営農法人の地権者に対する賃料の支払い事務の負担軽減を図る観点から、農地の貸借契約を農地中間管理事業に切り替える提案を行っており、令和5・6年度には、K法人16.4ha、MA法人8.9ha、MI法人8.8haが実際に切り替えた。

■切り替えに当たっては、機構の地域コーディネーターが地権者宅（81戸）を訪問し、制度を説明した。

■なお、共有者不明農地等を機構を通して3法人が借り受けることにより、3法人への農地の集積が進んでいる。今後は、農地中間管理事業を活用し、地域計画に基づいて3法人を含む耕作者の耕作する農地を交換することで、集約化を行うこととしている。

▼地域コーディネーターが農地中間管理事業への切替えを提案



農地バンクの活動紹介【連携強化】

関係機関との連携強化（愛知県）

■愛知県農業振興基金では、少ない職員数で、地域に密着した活動を行うため、市町村・JA・農業会議等に業務を委託しており、平成28年度から、これら関係機関との連携体制を強化するため、会議等を積極的に行っている。

■①県の農林水産事務所単位で、「農地集積・集約化地域推進会議（市町村・JA・機構・県）」を年2回程度開催し、農地中間管理事業の推進に向けた意見交換等を行っている。

②地域ごとの会議をサポートするため、「県域会議」や「ワーキングチーム」（JA愛知中央会・農業会議・土地改良事業団体連合会・機構・県等）を開催し（県域会議年2回、WT年4回程度開催）、農地中間管理事業の推進に関する基本方針や地域会議との連携協力について意見交換を行っている。

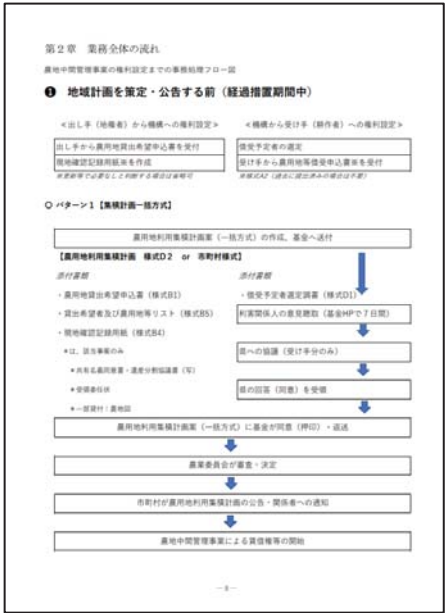
③担い手の確保に向けて、「機構関連新規就農対策会議（農業会議、機構、県（普及組織を含む）」を開催し、就農相談や農地に関する情報交換を行っている。

■これらの会議で意見交換を行うことで、市町村や関係団体の取組を把握するとともに、優良事例や課題を関係機関で共有することができ、スムーズな業務の遂行につながっている。

■更に、業務委託先の実務担当者向けの業務手順書を作成し、研修を実施したうえで、ホームページにも掲載している。



▲担当者向けの研修会



▲愛知県バンクHPに掲載の業務手順書（一部抜粋）

行政主催の農業研修と連携した新規就農者の育成支援（大阪府）

■大阪府みどり公社では、平成30年度から、南河内いちごの楽園プロジェクト推進会議（大阪府、河南町、千早赤阪村、JA大阪南で構成）が主催する農業塾「いちごアカデミー」で、農地中間管理事業の講義を行うとともに、行政や研修受入れ地区と連携し、卒業予定者と農地の地権者とのマッチングを行い、卒業後の速やかな就農を支援している。

【転貸実績】

- ・5.0ha（～令和5年度）
- ・個人15名 法人3社

■併せて、農業経営・就農支援センター（公社）の業務として、経営開始後の法人に対する栽培管理から販売戦略までのフォローアップを行うことにより、定着を支援している。



▲ブランド化し販売されたいちご



▲先輩農家での研修風景

農地バンクの活動紹介【連携強化】

関係機関との連携強化（静岡県）

■農地中間管理事業を活用した農地集積の推進を図るため、平成30年から、静岡県農業ビジネス課、静岡県農業振興公社、静岡県農業会議、ＪＡ静岡中央会、静岡県土地改良事業連合会で構成する「５者農地検討会」（事務局長、課長等クラスの出席）を年に数回、県、公社、農業会議の共催により開催している。



▲ ５者農地検討会の様子

■本検討会の成果として、５者連名で「地域計画の策定による担い手等への農地集積・集約化に関する推進方針」を策定するなど、関係機関の連携強化が図られている。

担い手確保が困難な地域での企業参入の推進（兵庫県）

■ひょうご農林機構では、北淡路（淡路市）での企業の農業参入等を促進するため、令和元年から、市、土地改良区、県等で構成される審査委員会に参画し、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した「公募型プロポーザル方式」の取組を推進している。

■第１、２期までの参入事業者は延べ５事業者（約17ヘクタールの農地中間管理権を取得）で、令和５年度には、工事が完了した第１期地区において営農が開始された。



参入事業者の概要（第１～２期）

	事業者名 (所在地)	面積 (ha)	企画提案内容
第１期	(株)Ａ社 (淡路市)	7.0	多品種の果樹栽培、加工等の観光農業
	(株)Ｂ社 (淡路市)	4.6	自社ブランドのタマネギの栽培
	北淡1-1団地 小計	11.6	—
第２期	(株)Ｃ社 (淡路市)	2.0	タマネギ生産の規模拡大
	(株)Ｄ社 (滋賀県)	2.0	オリーブ栽培の拡大、オリーブ油製造販売
	Ｅ社(株) (神戸市)	1.1	給食事業に使用する各種野菜の生産
	北淡6-1団地 ほか 小計	5.1	—

事業パンフレットの作成(山梨県)

■パンフレットには、より関心を持ってもらえるよう、県の観光キャラクター“武田菱丸”を用いるなど工夫したことにより、市町村及び農業者等に事業の周知が促進された。

遊休農地解消緊急対策事業のご案内

～農地/バンクが飛れた田畑をきれいにしてお貸しします～



畑を焼くというけど、
管理でいいワイルド..
このままでは売れて
しまふワイルド..

農地バンク

山梨県
農業振興公社



畑を焼いて規模拡大
したいワイルド！
畑がきれいになってから
借りたいワイルド！！




＜事業内容＞

対象農地：農用地区域内の農地のうち、幾層も整備で解消可能な遊休農地
(利用状況調査における緑区分農地)

事業要件：農地バンクに10年以上農地を貸付けること

使用貸借（賃料0円）であること

遊休農地を解消した年度から営連年度までに貸付けられること

作業内容：草刈り、除根、抜根（新植・移植された樹木は除く）、
耕起・整地等

解消費用：43,000円/10aの範囲で農地/バンクが解消

※上記金額を超える場合は所有主または耕作者の負担となります。

お問い合わせ先

公益財団法人 山梨県農業振興公社 農地整備課

電話：055-232-2760 FAX：055-223-2117





▼五條市民だより 令和5年12月号

農地を貸したい人・借りたい人を募集中

- ◎相談窓口は個人でも可。法人・農業者・コーディネーター
- ◎TEL 0744-271-5020 ◎FAX 0749-8125

ならぬ人へ、農地がポートセンターでは、農地の出さず（貸したい人）から農地を借り受け、受け手（借りたい人）へ賃貸する仕組み。農地を借りたい人、買いたい人に促していく。

●貸主となる農地を貸したい人で農地を借り受けたい。
●既に所有している農地を他の農地を借りた。

【計画農地】
市街化区域にある農地
【農業利用】
貸したい・借りたい人とともに、随時貸受けています

イノシシ、シカ、ニホンザル対策 金網柵・電気柵を設置しませんか

〇〇産業振興課 獣害対策係

鳥獣対策の金網柵・電気柵等の設置事業に関する令和6年度の要請書を把握するため、調査を行います。希望する事業への申込みを希望する団体は、必ず回答してください。

対象となる条件 ①地域の共同で実施すること ②既に、金網柵等の施設をしており、また防護柵などの対策をしているに、金網柵を設置すること ③農地に囲って設置する方が多いこと ④個人だけでなく、集落として防衛のための設置場所であること ⑤自治会、農事協会の協力目的でない団体であること（団体の活動が目的ではない） ⑥受益団体の数3以上であること ⑦設置年数（金網柵）1年、電気柵（8年）以降とするまで、継続管理すること	●負担額：年度末5月～申込書提出日（貸し取りは補助） ●設置期：平成27年12月～27年7月まで ●その他 ▼年度とより農地実用（貸付先用途）でない場合は可です。 ▼申込日より前までに完了を希望しています。申込日には、この書類の取寄せが可能です。 ▼市に貸受ける場合で、申込者が設置して欲しい。 ▼町に設置したい、貸し付けたい場合はお問い合わせください。
--	---

■なら担い手・農地サポートセンターでは、平成29年度から、できる限り費用をかけない効果的な農地中間管理事業の広報に取り組んでいる。

■令和5年度では、奈良県の「県民だより」や市町村の「市町村民だより」にPRチラシを掲載（17回）したほか、市町村が発送する「固定資産税納税通知書」にPRチラシ同封（1市町村）した（掲載や同封は無料）。

▼御所市民だより 令和5年10月号

[illegible]

▼固定資産税納税通知書へのPRチラシ

農地

貸し出す
借ります

耕作地
農地
耕作地

奈良県農地中間管理機構

〒740-0292 奈良県橿原市大宮町1-1-1
TEL: 0744-21-5020 FAX: 0744-21-5020
受付時間: 午前9時～午後5時（土・日・祭日を除く）